

第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定による認定告示

地方公営企業等の職員のうち、非組合員とすべき者の範囲については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定し告示することになっている。本年中、認定告示を行ったものはなかった。